

# 北上市介護保険条例の一部を改正する条例

令和2年5月28日  
 全員協議会資料  
 保健福祉部長寿介護課



- 消費増税に伴う低所得者の保険料軽減のため、介護保険法施行令が前年度に引き続き改正されたことから、令和2年度の保険料を軽減するもの。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減収した被保険者等に係る介護保険料の減免を国の基準に基づいて実施するもの。

## 1 低所得者の保険料軽減

### (1) 軽減内容

市町村民税 非課税世帯		H30 【拡充前】	R1 【現行】	R2 【改正後】
課税年金収入 + 年金以外所得	80万円以下	第1段階 33,000 (0.45)	27,500 (0.375)	22,000 (0.3)
	80~120万円	第2段階 47,600 (0.65)	45,900 (0.625)	36,700 (0.5)
	120万円超	第3段階 54,900 (0.75)	53,200 (0.725)	51,400 (0.7)

単位：円 ※( )内は保険料基準額に対する割合

●令和元年度は10月からの消費税率引き上げとなったため、保険料軽減は令和2年度以降に完全実施することとし、令和元年度から段階的に保険料の引き下げをしている。

### (2) 財政面への影響額

(第7期北上市介護保険事業計画立案時における人数を基に算出)

段階	H30		R1		R2	
	人数(人)	歳入額(千円)	人数(人)	歳入減額(千円)	人数(人)	歳入減額(千円)
1	3,404	112,332	3,450	18,975	3,466	38,126
2	1,711	81,444	1,734	2,948	1,742	18,987
3	1,679	92,178	1,701	2,892	1,709	5,982
計	6,794	285,954	6,885	24,815	6,917	63,095

負担内訳：国1/2 31,547千円、県1/4 15,773千円、市1/4 15,775千円  
 (R1比 国+19,140千円 県+9,570千円 市+9,570千円)

## 2 新型コロナウイルス感染症による保険料減免

### (1) 減免内容

要件		減免額
① 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第1号被保険者		全額
② 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、右のi及びiiのいずれにも該当する第1号被保険者	i 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上 ii 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下	対象保険料額※1 ×減額又は免除の割合※2

※1 対象保険料額 = A × B / C

A：第1号被保険者の保険料額

B：減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額

※2

所得区分	減額又は免除の割合
前年の合計所得金額200万円以下	10分の10
200万円超	10分の8

補足：事業等の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額に関わらず全部免除

### (2) 減免対象期間及び財源

#### ① 対象期間

令和元年度分及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は年金給付の支払日）が設定されているもの。

補足：現行の条例では、納期末到来分のみを減免の対象としているが、新型コロナウイルス感染症の影響に限り、上記のとおり国から示されている。

#### ② 財源

保険料減収分の6/10を国庫補助、4/10を特別調整交付金（100%国庫補助）

## 3 スケジュール

- 令和2年6月 北上市介護保険条例改正
- 7月 保険料決定通知一斉発送(改正後の保険料額による算定)  
 保険料減免申請受付開始